

積算疑義申立てについての回答

工 事 件 名	上中里町口径 50mm から 150mm 配水管布設替工事		
契 約 番 号	2 3 5 2 0 1 0 0 6 4	開 札 日 ^{※1}	令和 5 年 6 月 30 日
工 事 担 当 課	水道局 南部方面工事課		

申立ての内容	回 答
<p><u>第 0002 号内訳書 管布設工 枝番 00801・00369 鋳鉄管布設及び継手接合工 (GX 形) の単価について</u></p> <p>標記単価について、弊社積算では【第 0002 号内訳書 管布設工 枝番 00801 鋳鉄管布設及び継手接合工 (GX 形)】が 5,536 円/m (金入り設計書では 5,537 円/m)、【第 0002 号 内訳書 管布設工 枝番 00369 鋳鉄管布設及び継手接合工 (GX 形)】が 6,001 円/m (金入り設計書では 6,002 円/m) となっており、直接工事費で 4 円の差異が生じました。これらの単価内にあるポリエチレンスリーブ被覆工【WJ102110】内の粘着テープ (50×0.2×10m) は単価 34.1 円で計上されています。横浜市水道局が公表している土木資材等単価表において粘着テープ (50×0.2×10m) は単価 34 円で掲載されています。また、すでに入札が完了し、金入り設計書が公表されている案件 (適用年版：令和 5 年 3 月 1 日) において、単価は 31 円となっておりますが、小数第一位で計算しておりません。</p> <p>上記の理由より、【第 0002 号内訳書 管布設工 枝番 00801・00369 鋳鉄管布設及び継手接合工 (GX 形) の単価】について疑義を申し立てます。</p>	<p>ご指摘のとおり、本工事の積算において粘着テープの単価は 34.1 円で計上しています。一方で、横浜市水道局で公表している土木工事資材等単価表の粘着テープは、単価 34 円で掲載しておりました。</p> <p>正しい単価は、34.1 円です。</p>

今後の取扱い	積算内容に誤りはありませんでしたが、公表している水道局土木工事資材等単価表の単価に誤りがあり、入札の公正性に欠けるため、今回の入札を中止します。
--------	--

※1 再度入札を実施した案件については、再度入札の開札日